

たのSEA秋穂づくり協議会規約

(名称及び事務局の位置)

第1条 この会は、たのSEA秋穂づくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を山口市秋穂東6823番地1 秋穂地域交流センター内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、秋穂地域住民の相互交流、協力により住みやすく楽しい地域をつくることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域活性化に関すること
- (2) 地域住民相互の情報交換並びに交流、親睦に関すること
- (3) 生活環境の保全と改善に関すること
- (4) 地域住民の健康・福祉に関すること
- (5) 防災、防火、防犯に関すること
- (6) 自治会活動との連携に関すること
- (7) 文化、芸術や生涯学習の推進に関すること
- (8) その他協議会の目的達成のため必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、別表の秋穂地域住民及び団体並びに関係機関に所属する者をもって構成する。

2 協議会には、役員会、部会、委員会、事務局を置く。

(運営委員及び役員)

第5条 協議会の運営を担う者として次の運営委員を置く。

- (1) 地区運営委員 32地区を代表する者
- (2) 団体運営委員 団体を代表する者
- (3) 推薦運営委員 協議会構成員が推薦し、役員会が必要と認めた者

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 部会長 5名
- (4) 副部会長 5名
- (5) 監事 2名

(運営委員及び役員の選任)

第6条 地区運営委員及び団体運営委員は、各地区及び各団体の定めるところにより選任する。推薦運営委員は役員会が選任する。

2 役員は、次により選任する。

- (1) 会長及び副会長は、構成員の中から会長・副会長選考委員会で候補者を推薦し、総会で選任する。
- (2) 部会長・副部会長は、部会員の中から部会が推薦し、役員会で選任する。
- (3) 監事は、構成員の中から役員会で選任する。

(運営委員の任務及び任期)

第7条 運営委員の任務は、次のとおりとし任期は2年とする。ただし再任はさまたげない。

- (1) 地区運営委員は、各地区を代表し、地区の活動状況、意見等を協議会に伝えるとともに協議会の活動状況及び調整事項等を地区住民に周知する。
- (2) 団体運営委員は、各団体を代表し、所属する団体の活動状況、意見等を協議会に伝えるとともに、協議会の活動状況及び調整事項等を、各団体員に周知する。
- (3) 推薦運営委員は、広く秋穂地域全般の多様な活動状況、意見等を協議会に伝える。
- (4) 地区運営委員が所属する部会は2年毎の持ち回りとし、役員会で定める。
- (5) 団体運営委員は、所属する団体の活動趣旨に則した部会に所属し活動するものとする。
- (6) 任期途中において、運営委員が交代した場合における部会での任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事及び任期)

第8条 役員の仕事は次の通りとし任期は2年とする。ただし再任はさまたげない。

- (1) 会長は、協議会を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 部会長は、担当する部会の運営を円滑に進める。
- (4) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (5) 監事は、会計を監査し、総会に報告する。

2 任期途中において、役員が交代した場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第9条 会議は、総会、役員会、部会、委員会とする。

(総 会)

第10条 総会は、運営委員及び役員をもって構成する。

2 総会は、年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は、役員2分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催するものとする。

ただし、総会の開催が著しく困難な場合は書面議決を行うことができる。

3 議長は、運営委員の中から会長が指名する。

4 総会は、運営委員と役員を過半数（委任を含む）の出席で成立し、議決は、出席者の過半数で決し、可否同数となった時は議長の決するところによる。

- 5 総会は、次の事項を協議決定する。
 - (1) 事業報告及び決算に関すること
 - (2) 事業計画及び予算に関すること
 - (3) 会長、副会長の選任に関すること
 - (4) 規約の改廃に関すること
 - (5) その他、協議会の運営上の重要事項に関すること

(役員会)

- 第11条 役員会は、会長が必要と認める場合、又は、役員の過半数の請求があった場合に招集し、会長が議長にあたる。
- 2 役員会は、役員の過半数（委任を含む）の出席で成立し、議決は、出席者の過半数で決し、可否同数となった時は議長の決するところによる。
 - 3 役員会は、次の事項を審議すると共に、総会への提案資料を作成する。
 - (1) 事業報告及び決算に関すること
 - (2) 事業計画及び予算に関すること
 - (3) 前号以外の年度事業、行事の実施及び各部会の調整に関すること
 - (4) 会長、副会長の候補者の選考に関すること
 - (5) 会長、副会長以外の役員の選任に関すること
 - (6) 委員会の設置、改廃に関すること
 - (7) その他、協議会の運営に関すること
 - 4 監事は、役員会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決には参加しない。

(部会)

- 第12条 第3条に規定する事業を推進するため協議会に次の部会を置く。
- (1) 地域振興部会
 - (2) 地域福祉部会
 - (3) 安心安全部会
 - (4) 環境づくり部会
 - (5) 歴史・文化部会
- 2 部会は、部会長が必要と認めた場合、又は、部会員の過半数の請求があった場合に開催し、部会長が議長にあたる。
- 議決は、出席者の過半数で決し、可否同数となった時は議長の決するところによる。
- 3 各部会長は、地域づくり計画書に示す事業を推進するとともに、会議内容、担当する事業の実施状況を役員会に報告する。
 - 4 運営委員は、所属部会以外の部会にも出席し、意見を述べることができる。
 - 5 部会長が必要と認める場合は、部会員以外の者を部会に出席させることができる。

(委員会)

- 第13条 協議会に次の委員会を置く。
- (1) 広報委員会
 - (2) あいお祭り実行委員会
 - (3) 会長・副会長選考委員会

- 2 会長が必要と認めた場合は、役員会に諮り、委員会を設置、改廃できる。
- 3 会長・副会長選考委員会は、役員及び山口市秋穂総合支所長と秋穂地域交流センター所長で組織する。
- 4 委員会は、委員長が必要と認めた場合に開催し、委員長が議長にあたる。
- 5 委員会は、委員の過半数（委任を含む）の出席で成立し、議決は、出席者の過半数で決し、可否同数となった時は議長の決するところによる。
- 6 各委員長は、特定する課題について調査、検討及び実施するとともに、課題等の実施状況を役員会に報告する。
- 7 各委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
（事務局）

第14条 協議会に事務局を設け、事務局長及び事務局員を置く。

- 2 事務局長は、会長の指示を受け、事務局の事務を統括する。
- 3 事務局員は、事務局長の指示を受け、業務に従事する。
- 4 事務局長は、各会議に出席し、意見を述べることができる。

（会 計）

- 第15条 協議会の経費は、市からの交付金、世帯会費及びその他の収入をもってこれにあてる。
- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（その他）

- 第16条 この規約に定めるもののほか、会の運営について必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

（制定）

平成21年4月7日

（改正）

平成21年4月7日

平成22年5月25日

平成23年5月13日

平成24年5月15日

平成25年5月14日

第8条の役員任期については、平成25年度は暫定的に1年とする。

平成26年4月1日

平成28年5月18日

平成29年4月28日

（施行）

平成30年4月27日

令和3年4月28日

別表

協議会構成員

地 区	団 体	体
・大河内北区	・秋穂区域区長会	・山口南交通安全協会秋穂支部
・大河内南区	・秋穂小学校 PTA	・NPO 法人秋穂地区精神保健家族会 夢工房
・天神町区	・秋穂スポーツ協会	・NPO 法人支えてねットワーク
・浜 中 区	・秋穂スポーツ少年団	・NPO 法人つくしの会みのり苑
・北 条 区	・秋穂青年団	
・中 条 区	・秋穂地区子ども会育成連絡協議会	
・井 南 区	・秋穂地区社会福祉協議会	
・浜 内 区	・秋穂地区民生委員児童委員会協議会	
・小 浜 区	・秋穂中学校 PTA	
・赤 崎 区	・秋穂にこにこクラブ	
・日 地 区	・あいお福祉ボランティアグループ	
・金 山 領 区	・秋穂婦人会	
・西 青 江 区	・あいお文化倶楽部	
・先 青 江 区	・大海小学校教育報徳会	
・中 道 区	・おはなし玉手箱	
・花 香 南 区	・小林和作先生頌徳会	
・花 香 北 区	・シルバー秋穂出張所	
・中 津 江 区	・「小さな親切」運動秋穂支部	
・屋 戸 区	・図書館と友だちの会・秋穂	
・加 茂 区	・防犯パトロールあいお	
・海 岸 通 区	・ボーイスカウト秋穂第1団	
・東 本 町 区	・山口県漁業協同組合山口支所	
・上 本 町 区	・山口県央商工会秋穂支所	
・本 町 区	・山口県漁業協同組合大海支店	
・祇 園 町 区	・(一財)山口観光コンベンション協会 秋穂支部	
・下 村 区	・山口県農業協同組合秋穂支所	
・中 野 区	・山口市秋穂防犯対策協議会	
・東 天 田 区	・山口市消防団秋穂方面隊	
・西 天 田 区	・山口市食生活改善推進協議会秋穂支部	
・宮 之 旦 区	・山口市母子保健推進協議会秋穂支部	
・黒 瀧 北 区	・山口市老人クラブ連合会秋穂支部	
・黒 瀧 南 区	・山口保護区保護司会秋穂分会	
		関 係 機 関
		・秋穂コミュニティセンター
		・秋穂地域協育ネット協議会
		・秋穂中学校
		・秋穂小学校
		・大海小学校
		・秋穂幼稚園
		・秋穂保育園
		・大海保育園
		・秋穂地区人権教育推進協議会
		・山口市青少年健全育成市民会議 秋穂支部
		・山口市社会福祉協議会秋穂出張所
		・秋穂総合支所
		・秋穂地域交流センター

*R2.6.3防犯パトロールおおみ退会